

平成31年度第4回  
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和2年1月22日（水）

## 平成31年度第4回東大和市個人情報保護審議会

### 1 日時

令和2年1月22日（水）午後2時～3時30分

### 2 場所

東大和市役所会議棟第5会議室

### 3 出席者

#### (1) 審議会委員

会 長	小林 紀久雄	出席
職務代理者	田村 茂	出席
委 員	尾崎 誠	欠席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	中村 勝司	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	池田 陽子	出席

#### (2) 市長

市長 尾崎 保夫

#### (3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長  
文書課 下村課長、吾郷係長、木村主事

#### (4) 説明員

諮問1 保険年金課 岩野課長  
諮問2 障害福祉課 小川課長

### 4 議題

#### 諮問案件

- (1) 診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務の市民部窓口業務等の委託について
- (2) 地域生活支援拠点事業の委託について

#### 報告案件

- (1) 法令等に基づくオンライン結合による外部提供について

- (2) 個人情報取扱事務の開始・変更について
- (3) 保有個人情報の目的外利用・提供状況について

## 5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

## 6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

## 1 開会

○阿部部長 会議に先立ちまして委員の出席の状況を報告いたします。

○下村課長 報告いたします。委員 8 人中現在 7 人のご出席をいただいております。よって会議は成立してございます。以上でございます。

## 2 審議会への諮問

○阿部部長 ありがとうございます。次に市長より諮問書の提出がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎市長 東大和市個人情報保護審議会会長小林紀久様、東大和市長尾崎保夫。個人情報の取扱いについて下記のとおり貴審議会に諮問いたします。内容につきましては事務局から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は公務のためここで退席をさせていただきます。皆様ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○阿部部長 本日の諮問事項は、「1 診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務の市民部窓口業務等の委託について」、「2 地域生活支援拠点事業の委託について」の以上 2 件でございます。それではこの先の会議の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 3 諮問案件の審議

○会長 それでは、「平成 31 年度第 4 回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めます。

### 諮問 1

○会長 まず、諮問 1 の「診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務の市民部窓口業務等の委託について」の審議を行います。それでは担当課より説明をお願いいたします。

○岩野課長 着座のまま失礼させていただきます、保険年金課の岩野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料 3 ページをお開きください。諮問 1 「診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務の市民部窓口業務等の委託について」、条例第 7 条第 4 項に基づき審議会に報告、並びに条例第 10 条第 2 項に基づきまして意見を伺うものでございます。5 ページをお開きください。保険年金課で行ってございます診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務についてであります。医療機関から診療報酬明細レセプトデータ、こちらが保険年金課に提出されます。届きましたレセプトデータにつきましては、初めに保険年金課にて国民健康保険の資格があるのか、ないのか、また窓口負担の限度額の適応があるのか、ないのか、これらのことを確認いたします。これらの作業を精査いたしましたところ、いわゆる定型的な業務に当たると考えられましたので、4 月から本格稼働いたします窓口業務等の委託に含めることが妥当と考えまして、今回諮問をさせていただくものでございます。7 ページをお開きください。委託の内容や理由につきましては、先ほどの説明のとおりとなります。委託の事業者や委託期間につきましては、市民部窓口業務等の委託内容と同じものとなります。簡単ですが以上ご説明を申し上げました事務につきまして、事務を委託することに関しての意見を伺うこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 説明が終わりました。何か、質問等ありましたらお願いします。どうぞ。

○委員 質問というか確認になると思うのですが、今までもレセプトデータを解析するためには既に

専門業者に委託をしているというこの事業は変わらなくて、そこに情報を出すときにレセプト自体はいろんな保険制度のレセプトが来るので、そのこの仕分けの部分だけが定型的業務として、今回分離されて窓口の業務委託の中に組み込まれるということの理解でいいかどうか。

○岩野課長 保険年金課に来ますのは、医療機関において国民健康保険の保険証を提示された方で、受診された方のレセプトデータが来ます。ただ、その中には、もう既に社会保険に入って、会社の保険証があるにも関わらず、国民健康保険の資格を喪失させていないで、誤って保険証を利用してしまう方もいらっしゃいます。一応国民健康保険の保険証を提示して受診された方のレセプトデータが来ますので、そこでその方が受診時点において国民健康保険の資格があるのか、ないのかというのを確認する。確認して曖昧であれば医療機関に戻しますし、もし該当すれば今度は中身、レセプトデータの中身の精査になりますので、それは委員の仰った、また別の委託のほうに、それを投げかけて行います。あくまでも受付上、窓口時点での精査の業務になってまいりますので、定型的業務に当たるものと考えてございます。以上でございます。

○委員 そうするとすみません、私の理解が間違っていました。混ざってってしまうケースは、非常に全体の中からすると少ない件数、はねなきやいけな件数はそんなに多くはないという理解で。

○岩野課長 はい、そのとおりです。

○会長 はい、そのほかにはいいですか。どうぞ。

○委員 5ページ目の15の備考のところに、再委託のところに専門性が高度化してきたこと及び当事業を実施する自治体が増えたことから、再委託を許可する変更という記載があるのですが、窓口業務のみ再委託という形なのですか。というのと、ここの記載の関連性がちょっといまいまいちわからない。

○岩野課長 委員ご指摘の15の備考のいわゆる再委託の表記内容なのですが、レセプトデータを活用いたしました保健事業というものを市のほうでは行ってございまして、レセプトデータの数値を見て、例えば、糖尿病の疑いのある方につきましては、糖尿病重症化の予防事業をご案内することになるのですが、ここで申し上げております専門性が高度化したことによる当事業を実施する自治体が増えたということは、いわゆる保健事業を実施する上でレセプトデータを活用することに関しての再委託になりますので、今回諮問させていただくレセプトデータを保険年金課に受けて内容を精査するものとは別のものになってまいります。その先にこの再委託の事業があるという流れになってございます。

○委員 そうすると窓口業務、なんだろう。今どこかに委託していて、その再委託というのにかかる部分、再委託というところに記載がある部分について、今どこかに委託していて、そこでは不都合だから、ほかの事業者にも再委託するということですか。

○岩野課長 そうですね、保健事業に関してはそういう動きもございまして、そういう再委託の内容の表記がここにあるものになります。

○委員 窓口業務にするのと、ここの部分を再委託するのはどのように関係しますか。関係しないのですか。

○岩野課長 流れで申し上げますと、今回諮問させていただく内容というのが、医療機関から来たレセプトデータを保険年金課で受けて、その方がちゃんと国保の資格があるかどうかを精査するのが、今回の諮問させていただく業務になります。

○委員 それは今まで市がやっていた業務ですか。

○岩野課長 そうです。それを今回市民部の窓口委託の中に今回この業務を含めて、4月以降の窓口委

託に、こちらに関しても委託させていただきたいというような内容になります。そのあと、レセプトデータのデータの蓄積を持って、様々な保健事業を展開していくことになるのですが、ここでいう再委託というのは、展開する保健事業の中の業務の一部を、さらに再委託することができるという様な流れのものになってまいります。

○委員 なるほど、その再委託についても今回の諮問内容にはなっていますか。

○岩野課長 それはもう諮問させていただいておりますので、はい。これは今回の件ではないです。

○委員 わかりました。

○会長 そのほかには、ほかにないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1の「診療報酬明細書の審査支払・データ作成事務の市民部窓口業務等の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、よろしいですか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは本件については提案のとおり承認といたします。どうもありがとうございました。

## 諮問2

○会長 次に、諮問2の「地域生活支援拠点事業の委託について」審議を行います。担当課の説明をお願いします。

○小川課長 障害福祉課の小川と申します。よろしく願いいたします。それではページで申し上げますと9ページをお開きください。今回はここに書かれております地域生活支援拠点事業の事務の開始について、条例第7条第4項に基づき審議会に報告するとともに、個人情報取扱事務の委託について条例第10条第2項に基づき意見を伺うものであります。諮問の理由といたしましては、本事業は、地域生活支援拠点において、障害福祉サービス利用者等の中から緊急時に身近な者から支援を受けることが困難な者（支援対象者）を抽出し、緊急時にコーディネーター会議及び拠点ケース会議を開催し、必要な支援につなげるものであります。本事業は委託で実施している精神障害者地域生活支援事業及び身体・知的障害者地域活動支援センター業務と密接に関係しており、当該2事業を受託している事業者へ委託を行うことで、効率的に事業ができることから、事務の委託を行いたいと考えております。

続きまして11ページをお開きください。個人情報取扱事務の届出についてであります。事務の名称は地域生活支援拠点事業であります。ここで地域生活支援拠点事業の概要を最初にお伝えしたいと思います。15ページをお開きください。図でお示ししておりますが、この事業は障害のある方が、高齢化、それから重度化するという傾向が全国的にございます。その中で、親亡き後も障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるような支援の仕組みを、各市町村で作りなさいというようなことを国が基本指針で示しております。それを受けまして、障害福祉計画の中で令和2年度末までに、当市においては拠点を整備するということが掲げており、それに基づき整備するものであります。拠点と申し上げましても、新たに施設を設置するというのではなく、既存の資源を活用して、整備を行うということで、先ほど申し上げました精神障害者地域生活支援センターのウェルカムと、総合福祉センターは〜とふる、それから市の三者を中心に機能を満たしていくというようなことであります。その機能と申しますのが、ここに書かれている1から5までのそれぞれの機能を果たして、障害のある方の支援に当たっていくというものであります。このうちの1番目の相談機能の中で、主に個人情報の取扱いがあるということ

で、今回の報告及び諮問ということでもあります。

11ページにお戻りください。6事務の目的でございますが、地域生活支援拠点において、障害福祉サービス利用者等の中から緊急時に身近な者から支援を受けることが困難な者、支援対象者としてここでは申し上げますが、支援対象者を抽出して、支援対象者として登録をし、緊急時にコーディネーター会議及び拠点のケース会議を開催して、必要な支援につなげるというものであります。対象者の範囲としては、障害福祉サービス利用者の中から緊急時に身近な支援を受けることが困難な者というものであります。具体的なイメージを申し上げますと、80代の高齢の親御さんと、障害のある方50代ぐらいの方がお二人で暮らしておりまして、その親御さんが要介護の状態になった時にこの方を支援する方が身近にいないと、そういうようなケースを主に想定しております。次に8記録項目については、そこに書かれておりますとおりの項目であります。このうち要配慮個人情報に属することも個別の情報として収集する必要があるということで心身障害、診療・調剤、これは行きつけのかかりつけの医療機関ですとかそういうことに関する情報であります。それから障害福祉サービスの利用状況等についても記録項目としております。処理の形態といたしましてはパソコンを使った処理でありまして、システムを使うというものではございません。それから11個人情報の主な収集元としては、本人あるいは本人同意に基づいた本人以外、あるいは6条3項4号の生命財産の安全のためというようなことで、本人以外からの収集も想定しております。個人情報の経常的な目的外の提供等はございません。委託につきましては、先ほど申し上げました精神障害者地域生活支援センターウエルカムと総合福祉センターは～とふるに委託をして行うことも含まれるということでもあります。裏面の特定個人情報の取扱いについては、特にございません。

次に13ページをお開きください。委託についての諮問書でございます。本事業につきましては先ほど申し上げましたとおり、精神障害者地域生活支援センター及び総合福祉センターは～とふるで行っております、精神障害者地域生活支援事業及び身体・知的障害者地域活動支援センター業務と密接に重なっておりますことから、その2つの事業者に委託ということをご想定しております。事務の目的につきましては、先ほど届出書でご説明しましたことと同様のことであります。対象となる個人の範囲についても同様であります。6の委託の内容・理由につきましては、具体的な委託内容といたしましては、支援対象者の抽出・登録・その後個別的なアセスメントシートの作成、関係者会議、この関係者会議としてはコーディネーター会議・拠点ケース会議というものを想定しております。その後支援の実施に繋げるというものであります。委託の理由としましては、先ほども申し上げましたが、この対象者が業務委託をしております精神障害者地域生活支援事業、こちらのほうがウエルカムであります。身体・知的障害者地域活動支援センター業務、こちらのほうがは～とふるになります。これは対象の中から抽出されることから、本事業と密接に関係しており、当該に事業を受託している事業者に委託をすることで、効率的に業務が実施できるということでございます。委託の期間は令和2年4月1日からです。委託に係る個人情報の項目・範囲につきましては、先ほどご説明申し上げたものと同様であります。個人情報保護措置の概要につきましては、契約書に添付する「個人情報の取扱いに関する特記事項仕様書」に基づいて、適正な管理をしていただくということでもあります。以上ご説明申し上げました事務を新たに開始するに当たり、事前に審議会に報告をすると同時に、事務を委託することについて意見を伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、丁寧に説明していただきました、ありがとうございます。何か質問等ありましたらお

願います。はい、どうぞ。

○委員 すみません、事業について内容を教えていただきたいのですが、委託の内容と理由13ページのところなのですが、これ元々この業者にいろいろ今までも委託していたわけですね。支援事業していた、やっていたと。それ以外にもっと支援する必要があるからこういった事業展開をするのだということに理解したのですが、その支援対象者の抽出は、それぞれ委託業者のほうでしていただけるのだと、登録するというのはどこに登録するのですか。第三者機関が出て来るわけではないのですよね。その2業者に委託するのですよね。やり方自身がちょっとわからないので、これ障害福祉課で音頭をとって、資料作成や関係者会議だとかやってやりますよというのだと思うのですが、もともと今まで2つの事業でやっていたその事業ではカバーできないのかというのがひとつと、受け止め方によってはその2つの事業者に追加の業務としてやっていただくだけで済んでしまうのではないかという気もしなくもないのかなと感じたので、その辺のところの事業の進め方というか、関係とか、その辺を教えてください。

○小川課長 障害福祉課の小川です。こちらの15ページの図をご覧くださいと思いますが、支援対象者、この表ではハイリスク者ということになっていきますけれども、それらの方というのはどういう方が考えられるかと申し上げますと、一つは下の方から上がってくる矢印がございます。下の黒い丸が相談支援事業所ということで、こちらが介護保険でいうところのケアマネージャーのような業務をする事業です。その中にはウエルカム、は～とふるもこの相談支援事業所になっております。それぞれの相談支援事業所で困難ケースと思われるケースを、精神障害者につきましてはウエルカム、主に身体・知的の障害者についてはは～とふるへ情報を集約して、それから上からの矢印がひとつございます。こちらは市で把握しているハイリスク者ということで、主に障害福祉サービスを受けていない方が対象になります。それらの情報を三者で持ち寄って、実施するのがコーディネーター会議であります。その中で、ハイリスク者として登録が必要な方かどうかの判断をその三者のコーディネーター会議で行いまして、必要だという場合には、さらに細かい個人についてのアセスメントシートを、ここに書いてあるそれぞれの機関におかれたコーディネーターが一人ずつおります。それらのものが担当して行くと。その情報については、基本的には市で集約をして保有することになります。例えば、市で把握していた方が、これまで障害福祉サービス何も受けてこなかったということで、やはり障害福祉サービスを受ける必要があると判断した場合には、その他の関係機関の方を集めて、ケース会議を開いて、福祉サービスの支援に繋げるということ想定しているということになります。すみません長くなりました。

○会長 どうです。

○委員 そうすると、その情報は市のほうに登録するという考えですか。

○小川課長 最終的には市で集約するという。

○会長 よろしいですか、はい、では委員。

○委員 今、伺いながら確認も含めてということですが、要は緊急時に身近な者から支援を受けることが困難な者という表現が、先ほど言ったように親亡き後の支援をどうするのかということで、今までは少なくとも障害を抱えた方の親なり、親族なりが見ている金銭のこと、経済的なことや、その他のことも含めて、その支援する人がいた状況で支援を受けていた障害者の方が、この支援者の方がいなくなってしまったあとのことを、これから考えようという仕組みで、今までこの支援者がいたときの障害者の方の情報だけでは足りないの、このほかの情報も出してコーディネーター会議にかけないといけな

いという理解でいいのかどうかというのが1点。あと80代の親の元に50代の障害者ということ、これからケースが増えてくるということだと思えるのですが、今までもそういうケースはあったのかなと思えるのですが、これまではどういう状況で支援をされていたのかという、この2点を伺えればと思います。

**○小川課長** 障害福祉課の小川です。1点目につきましては、従前ある情報というのは、相談支援事業所が計画を作成する上で必要な情報というところに限られますので、より濃厚な支援をしていくという必要があるという方については、この登録をして、より細かい情報を作成するためのアセスメントを行うということでもあります。2点目につきましては、これまでという中では、この表で申し上げますと左の下に、高齢者ほっと支援センターですとか、障害以外の関係機関がこの外側にあるのですが、例えばほっと支援センターで高齢の方が医療介護の状態になって、お家にうかがったら、そこに障害のある方もいらっしゃる、その方が実は何も支援を受けていなかったみたいな、そういうケースがこれまでここ数年の中で増えています。やはりそこで障害の関係機関以外との連携を強めて、この拠点を作っていかねばいけないということです。それらの関係機関との連携というところに、この拠点の事業の大きな柱になっていくということです。以上です。

**○委員** ありがとうございます。そういう意味ではほっと支援センターがやはりいろいろな意味で、まず機能強化して差し上げなければいけないというのが個人的な意見ですが、抽出というところで、このところがどういう形になっていくのかなというのをもう少しイメージが沸く、今もその障害の方をウエルカムなり、は～とふるで支援をしている。親がご高齢だよなと想像はできるけど、80代、どの世代においても個人差が大きいので、80代でも元気な親御さんもいれば、だんだん介護が必要になってくるというときに、親の年齢だけでもなかなか抽出していくのも難しい中で、その抽出の定義というか、その辺をどう考えているのか、どういうことになっていくのか教えていただきたい。

**○小川課長** そこにつきましては、ハイリスク者の定義というものを、一応この中で設けまして、その定義に該当するという場合に、それをそれぞれのウエルカムなり、は～とふるで、そのハイリスクに該当すると判断される場合に、抽出するコーディネーター会議に持ち寄るという形を想定しております。ハイリスク者の定義、一応考えてあるのです。1つは本人の状況、それから2つ目が家族の状況、その2つの状況がハイリスクな状況にあるということが要件になっております。本人の状況で申し上げますと、その障害福祉サービスの利用が必要だけれども利用がされていないところ、サービスを利用しているけれども、そのサービスの利用において課題があるとか、それから生活面での課題があるとか、そういうことが要件になっています。それから家族で言えば単身、あるいは同居する家族の支援量が弱いとか、それから近隣に支援する親族がないということが要件になっています。その両者を兼ね備えた場合に、ハイリスク者として見ていくということでもあります。

**○委員** もう1点だけ。抽出ということになると他薦、外側から抽出することだと思うのですが、自薦、自分はそろそろまずそうなので、この会議にかけてもらいたいということができるのかどうか。

**○小川課長** 具体的な流れで申し上げますと、相談支援事業所がサービスを受けている方については、モニタリングというのを定期的に行います。そのモニタリングの中でいろいろ状況を伺って、その中で事業所が必要と思う場合もあるし、ご本人からそういう申し出を受けるようなこともあります。

**○会長** 大丈夫ですか。どうぞ。

○委員 こういう案件というのは、人によってそれぞれ違います、認知度としても、何にしても。人と人の繋がりになって、そこには信頼関係が生まれてきて初めてこういうものが進むと思うのです。その中で、契約が1年だったのですけれども、契約期間、そういう短い契約期間でいいのかなのか、それが感じたところです。

○小川課長 市の委託契約上、それぞれの委託業務については、単年度契約ということになっておりますので、その年限を書かせていただいております。

○委員 わかりました。

○小川課長 それを一般的に申し上げますと、こういう事業に関してはそれまでやっていた事業者の方に再度お願いするという形を取っております。

○会長 そのほかには。どうぞ。

○委員 13ページ9のところ、個人情報保護措置に対応するところで、特記仕様書記載の事項を遵守させるということで、特記仕様書はほかの契約とかも全部同じものが使われていると思うのですが、2条に個人情報の適正な管理のための必要な措置を講ずるという項目があつて、その必要な措置というのは、その個別の契約に同じ特記仕様書を添付、障害福祉課に限った話ではないかと思うのですが、個別の契約に特記仕様書を添付して必要な措置を講じることを要求している。その必要な措置については何か一定の基準があるのか、もう既に委託している先の事業者さんなので、既に前の委託という事業の契約の際に、必要な処置とかが決まっているのかもしれないのですが、具体的にはどういう処置をとられているのかというのは把握されていれば教えてください。

○小川課長 ここに書かれております特記仕様書というのは、市の共通のもので、どの委託を受ける事業者も一定の適正な措置を執るということで付けておるものであります。特に今回の業務に関しましては、それぞれ非常に個人情報としてはいろいろな問題があると申しますか、非常にセンシティブな情報も含んでいるというところで、それぞれの個人情報についてきちんと鍵の掛かるところで保管をしていただくとか、それからそれぞれパソコンを使って業務を管理しておるところですけれども、その中でセキュリティです。そういうところをしっかりといただくというか、そういうことを前提としてお願いをしているところであります。

○委員 そうすると契約の段階で、そういう必要な措置の項目みたいなものを判断した上で契約をしているという感じですか。

○小川課長 そうです。

○委員 それは、何か項目化されて書面で交わしている。

○小川課長 この仕様書に書かれてある項目について契約しています。

○委員 具体的にどういう措置を講じるかというわけですか。なるほどわかりました。ありがとうございます。

○会長 大丈夫ですか。そのほかには。それではこの辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「地域生活支援拠点事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは本件については、提案のとおり承認とします。

○小川課長 どうもありがとうございました。

○会長 以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

#### 4 審議会への報告

○会長 続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の（１）法令等に基づくオンライン結合による外部提供について（２）個人情報取扱事務の開始・変更について（３）保有個人情報の目的外利用・提供状況についてを、一括して事務局より説明をお願いします。

○下村課長 それでは、事務局から報告案件につきまして、ご説明をいたします。１７ページをお開きください。本日の報告事項は、ただ今、会長からありました３件となります。はじめに１９ページをお開きください。

報告１「法令等に基づくオンライン結合による外部提供について」であります。法令等に定めがあるオンライン結合という外部提供については、条例第１３条第３項の規定に基づき、あらかじめ審議会に報告しなければならないものであります。今回は、都市計画課の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務」の１件であります。２１ページをお開きください。はじめに個人情報取扱事務の開始の届出であります。東京都が昨年３月、分譲マンションの適正な管理を促進するために本条例を制定し、本条例に関する事務が、地方自治法に定める事務処理特例によりまして、本年の４月１日から市が処理することとされたものであります。その内容は、６の事務の目的にありますように、マンションの管理不全を予防するために、要届出マンションの情報の届出を受けること、管理に関する調査、助言及び指導を行うこととあります。個人情報を取り扱う内容としましては、７の対象者の範囲、８の記録項目にありますように、マンション管理状況届出書等の提出に当たり、連絡先に指定されたもの、具体的に申しますと管理組合の理事長ですとか、マンション管理業者の担当者等になりますが、これらの氏名、住所、電話番号を記録項目として取り扱うものであります。９の処理形態であります。オンライン結合であります。

１枚おめくりいただきまして、２３ページをご覧ください。こちらが法令等に基づくオンライン結合による外部提供の審議会報告書であります。１オンライン外部提供をする組織の相手方は、東京都であります。２オンライン外部提供の目的であります。都と区市町村は都が整備したデータベース上の情報を相互に提供することとなっているためであります。このため、市が届出を受けましたマンションの情報につきましては、データベースに入力し、管理することになります。３のオンライン外部提供ができるとする法令等は、東京都が制定しました条例及び条例の施行規則でございまして、条文の内容は記載のとおりであります。４の個人情報取扱事務の名称、５のオンライン外部提供をする保有個人情報の項目範囲についても記載のとおりであります。報告１につきましては、以上でございます。

続きまして報告２「個人情報取扱事務の開始・変更について」であります。２５ページをお開きください。２６ページにかけまして、一覧表でお示ししておりますが、今回１１の課等におきまして、個人情報取扱事務の開始が４件、変更が９件、計１３件の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは２７ページをお開きください。１件目、事務担当課は企画課で、事務の名称はオリンピック・パラリンピック関連事業、届出の内容は変更であります。１５備考欄の（５）をご覧ください。当市では７月１４日に行われますが、東京２０２０オリンピック聖火リレーを盛り上げる走者、サポートランナーであります。こちらに当市と東村山市が平和事業の一環として共同実施しております小中学生の広島派遣事業、こういった事業があるのですが、この事業の参加者を推薦したいと考えております。そ

ここで被推薦者の個人情報を本人同意の上、派遣事業の実施主体である広島派遣事業実行委員会から収集して、東京都聖火リレー実行委員会に提供するものであります。

続きまして29ページをお開きください。防災安全課で消防団への入団希望の個人情報取扱事務の開始であります。消防団への入団希望者が少ない状況にありますことから、入団の促進を図るため今後googleフォーム、これはgoogleご存じかと思うのですが、ホームページ上にお問い合わせのフォームですとか、アンケートだとか作成できるサービスでございます。こちらを活用して入団希望者の個人情報の収集を行っていくという取組を行うものであります。

続きまして31ページをお開きください。子育て支援課で母子・父子自立支援、女性相談事務の変更であります。15の備考の(5)をご覧ください。事務の見直しによりまして、8の記録項目、それから10の記録形態、11の個人情報の主な収集元に変更が生じておりますので届出があったものでございます。

次に33ページをお開きください。保育課で東大和市子ども・子育て支援会議関連事務の変更であります。15の備考の(5)をご覧ください。今年は、東大和市が市制施行から50周年の年であります。これに合わせて現在、「東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)」と申しますが、こちらの制定に取り組んでおります。制定に当たりまして、パブリックコメントを実施することに伴いまして、6の事務の目的に追加が生じたことから届出があったものでございます。

次に35ページをご覧ください。こちらも保育課で子どものための教育・保育給付事務の変更であります。15の備考欄をご覧ください。昨年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。無償化以前は、給食費が保育料の中に含まれておりましたが、10月以降は、保育料と給食費が分かれる形となりました。このことに伴いまして、6の事務の目的に変更が生じたものであります。

次に39ページをお開きください。青少年課で東大和市放課後子ども教室の変更であります。こちらも15の備考の(5)をご覧ください。放課後子ども教室でのボランティア活動です。放課後子ども教室自体がボランティアの方々を中心に運営をされているわけですが、このボランティア活動を啓発するための講座等を開催しまして、参加者の申し込みを受け付けることから、6の事務の目的、7の対象者の範囲に追加が生じたものであります。

続きまして41ページをご覧ください。健康課で東大和市健幸都市宣言制定事務の開始であります。こちらも市制50周年に合わせて、「健幸都市宣言」、健幸の幸が幸でありますけれども、健幸都市宣言の制定に取り組んでおりますが、制定に当たりパブリックコメントを実施することに伴い開始の届出をするものであります。

43ページをご覧ください。こちらも健康課ですが、成人保健事業の変更であります。15の備考(6)をご覧ください。今年の5月から本市と東京大学未来ビジョン研究センターとで、連携協定を締結いたしまして、市民の健康保持に係る事業を共同で実施をしております。この事業実施に当たりまして、市民向けアンケート調査を行うことに伴いまして、8の記録項目に追加が生じたことによるものであります。

続いて45ページにつきましては、先ほどオンライン結合による外部提供のところでご報告した事務でありますので、説明は省略いたします。

47ページをお開きください。土木課で(仮称)東大和市道路アダプト制度の開始であります。この事業は、市内の道路の歩道の美化・清掃等について、市内在住・在勤5人以上のグループの方々には協働

管理者として行っていただくものであります。事業の実施や活動報告の提出等に当たりまして、個人情報収集管理するものであります。

49ページをお開きください。教育指導課で就学相談事務の変更であります。15の備考欄でございます。事務の見直しに伴い届出内容を変更するとともに、東京都に対しまして、目的外の提供を行うための変更によるものであります。具体的には(6)に記載しておりますけれども、教員の配置人数決定のための教育課程届の提出でございます。

51ページをお開きください。こちらは第一小学校から第十小学校までの児童の指導に関する事務の変更であります。帳票は各学校同一の内容となりますので、第一小学校のものを添付しております。15備考の(5)であります。先ほど49ページの教育指導課の就学相談事務の変更と同様の理由であります。東京都に特別支援教室の教育課程届、こちらを提出することに伴う変更であります。

続きまして53ページでございます。こちらは第一中学校から第五中学校までの生徒の指導に関する事務の変更であります。こちら帳票は同一内容となりますので、第一中学校のものを添付しております。15の備考欄(5)であります。こちらにつきましても49ページの教育指導課の就学相談事務の変更と同様の理由によるものであります。

以上で、報告2を終了いたします。

最後に55ページをお開きください。報告3「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」であります。こちらは、年1回条例第12条第2項各号の規定により行っております保有個人情報の目的外利用・提供の情報をご報告するものであります。本日、諮問・報告を行っております事務のほかに、この一覧表でございます延べ426件について、現在、目的外利用の提供を行っております。1件1件の説明は、省略をさせていただきます。ご了承ください。

報告は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**会長** 報告は終わりました。何か質問等ありましたら、お願いします。はい、委員。

○**委員** 最初のマンションの関係、これは4月からということなのですが、これは条例の整備はもう終わっていて、4月から実質施行ということになるのかもしれませんが、届出をする内容というのは、さっき管理組合とかの代表者の方とか、そのマンションのそういった方、組合がない場合とかは区分所有でお持ちの方とか、そういった場合も全部届出の対象になるのですか。

○**下村課長** 条例につきましては、昨年3月の都議会で、東京都の条例で制定されておまして、あと事務処理特例ということで、区市町村が事務を行う、これについても東京都事務処理特例条例が定められ、こちら都議会第4回で可決されているものになります。それで、届出につきまして、今日は届出の様式までは添付していないのですが、基本的に、市に対して届出をしてもらって、それをデータベースに入れ込むと。今ご指摘にもありましたように、マンションの管理組合がきちんと機能しているケースと、なかなかそうでないケースもあるように聞いております。その辺り、具体的な書式があれば具体的にご説明できたのですが、今手元ございませんので、あまり具体的なお話を差し上げられないのですけれども。すみません、今手元ございました。年に1回、届出をするものでありまして、マンションの概要、管理組合があるかないとか、戸数、階数、建築年月日とか、権利の状況ですとか、あと管理形態です。管理会社が入っているか、自分たちで自主管理をしているか。あと、管理不全を予防するための事項として、管理組合の有無とか、管理規約があるかないとか、修繕積立金、管理費がどのような状況になっているとか、割と細かな届出になっているようです。あと防災への取り組みで

すとか、バリアフリーへの取組ですとか、かなり細かなものがあります。修繕積立金とか、滞納対応に対するルールがあるかないかとか、管理不全にならないように、予防するためにかなり細かく届出してもらって、未然にトラブルとかを防いでいこうという趣旨かなというように承知しております。以上でございます。

○会長 どうですか。

○委員 大変な仕事だなと僕も思います。マンションの届出がなければ、全く手を付けられないという考え方で良いでしょうか。

○下村課長 調査、助言、指導も市の事務として定められておりますので、届出がないようなところに関しては、市のほうで出向いて調査なり、あるいは内容によっては指導とか、そういった形になってくる場面があるのかなと考えております。

○会長 良いですか。そのほかには。はい、どうぞ。委員。

○委員 今のマンションの件なのですけれども、市が東京都に出す情報というのは、ここに氏名と住所と電話番号と書いてあるので、こういうマンションがあつて、こういう人が管理しているので、こういう連絡先ですよということを出すだけではなくて、今言った調査項目を市が調査しなければいけないということまで、条例になっているという理解でよろしいでしょうか。

○下村課長 そうですね。この条例は都条例なので、実務的には市が事務を執行する部分もありますが、東京都が当然、事務処理の考え方ですとか内容は条例に基づいてお示しするものだと思っております。例えば、どこまでどういう状況であれば、市が指導するとか、調査するというような具体的な中身については、おそらく、これから実務をやっていく中でいろいろ示されていくのかなと思っております。

○委員 マンションと聞いて私たちがイメージするのと、集合住宅はいろいろなパターンが、規模も新旧も含めて、そのあたりはどこまでをこのマンションの枠というように考えているのですか。

○下村課長 ここで言いますマンションとは、いわゆる分譲マンションですね。実はこの条例のほかに、国にも、正式名称で言いますと「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」というのが、国の法律でできております。これは平成12年ですが、そこに規定するマンション、いわゆる分譲マンションですね。賃貸マンションについては、当然大家さん、所有者がいますので、その方が通常であれば賃貸する中で適正に管理するわけなのですが、分譲マンションは区分所有ということで、どうしても管理組合というものが機能していかないと、日常の維持管理、それから大規模修繕、老朽化、年数が経った場合には建て替えという時に、なかなかうまくいかない。それがマンション自体が個人の所有物でありますけれども、大規模な建築物でもありますので、それが周辺を含めたまちづくりへの影響が大きいということで、国も東京都も管理不全を未然に防止していくという趣旨で、法なり、条例なりで定めていったということです。その中で、適正な管理に資するような届出、情報を、事前に収集することで、管理不全を予防していこうということだと理解しております。

○委員 もう一度、簡単なことですが、47ページ。アダプト制度。5人以上で構成する団体の所属員ですが、どんな団体を想定していますか。自治会とかそういうところですか。

○下村課長 そうですね。既存の団体も当然、例えば自治会とか、マンションの管理組合とか、そういう既存の団体も対象だと思いますし、あるいはこういった目的で新たに結成していただく場合もあり得ます。例えば、会社の従業員の方で、自分の会社の前の歩道は、美化・清掃やりましよう、そういったことも考えられると思います。特に活動実績がある団体でないといけないということではなく、この

目的のために結成していただいたグループでも良いかと思えます。今、この制度ではないのですけれども、例えば市役所通りのところなども、歩道の植樹ますのところ、花を植えていただいたりという動きもありますので、そういった延長線上で機能すれば良いかなと考えております。

○委員 公園なんかだと、利用者の方が多いのでしょうかけれども、歩道ですね。

○下村課長 ご自宅、あるいは近所の方と何人かでここからここ、というような形で、やっていただくようなものかと思えます。

○会長 ほかには大丈夫ですか。私から質問させてください。マンションの件なのですけれども、先ほどの説明だと分譲とおっしゃいましたよね。分譲というと、各1世帯1世帯が別々の所有者ということになりますよね。そうしますと、それぞれの人が届け出ることですか。

○下村課長 一応届出の対象は、基本的には管理組合があれば、その管理組合の代表の方であったり、管理組合の事務を委託されている管理業者であったり、そのマンション単位で届出をしていただくという内容でございまして、居住者の方々が個別に届出をするという形ではないです。

○会長 というと、管理会社があったり、管理している業者さんがいたりというところが、最初の発端ですね。

○下村課長 そうですね。一応連絡窓口も記載していただくようになっていますので、もしそのマンションに対して何か確認したい場合には、誰に連絡するとか。その辺が、個人情報ということで、今回。

○会長 結局この場合というのは、例えば大震災とか、そういったものとかあとは建て替えの時期とか、そういったものでトラブルが起きる可能性があるのか、こういうようなことが出てきたのでしょうか。

○下村課長 そうですね。やはり東京都内、東大和市内も、私は以前この事務をしていた時期があったのですけれども、早いもので昭和40年代くらいから、分譲マンションができていたところもありました。それほど多くないのですが、ここ10年、20年くらいでかなり増えたわけですが、そういった昭和の時代の建物の場合、新耐震基準を満たしていないとか、いわゆる管理組合自体が上手く機能していない、そういったマンションもあるように聞いていますので、まずはそういったところをどうしていくとか、あとは最近できたマンションにおいても、例えば修繕積立金がきちんと積み立てられていない、要するに滞納していて積み立てられていないとか、あとは最近防災、エレベーターとか、災害時にどういように対応していくとか、そういったことも最近の中では必要かなと。あとはバリアフリーとかですね。古いマンションですと、例えば芝中住宅も分譲がありますけれども、エレベーターがないとか、そういった部分も、高齢化を考えると。そういったところも届出事項に入っていますので、どうしていくかというような部分が出てくるのかなと思えます。

○会長 わかりました。そのほかには、どうぞ。

○委員 土木課のさっきのアダプト制度。これは地域は忘れたのですけれども、外来種の花を個人的に植えて、それがすごく広がってしまうのですね。そうすると日本古来の草花が、それに負けてしまうのですよ。ですので、もし主管課にお話しできるようでしたら、そういうようなところまで、できればお話をしてほしいというのがあります。非常に外来種は強くて、きれいなのですけれども、それが占領してしまうのですね。だから植えるだけでなく片付けもお願いしたい。

○下村課長 わかりました。土木課のほうに伝えます。

○委員 すみません。このアダプト制度のことで、これは、登録団体に所属した人は、あっちこっちでできるのか。それともここからここ指定をして、やるということなのですか。

○下村課長 はい。実は今、4月1日実施に向けて、制度を詰めている状態ですので、まだ100%これでいくと決まったわけではないのですが、活動する路線は、原則として1路線。1つのグループは、原則1路線というのですかね。あまりあちこちやりますよと言って、スタートということもありますので、あまり市内全域やりますよとか半分やりますよとか、そういうことでなくて、原則として1路線ということですね。

○委員 自治会とかあるところは、美化活動を自治会単位でやっているではないですか。それが、この制度で登録しなければいけないわけではないですよ、きっと。

○下村課長 そうですね。これでなければいけないということではないと思います。今までもそういう意味ではやっていただいた部分もあります。ただ一応この中で、今回支援措置としまして、緑化美化活動を行うための必要な資材の支給、清掃用具、剪定用具、または貸与。それから傷害保険の加入、そういったことを想定しているようであります。ですので、例えば、今まで本当に自主的にやっていただいていた方が、この制度にのっとってやっていただきますと、こういった支援ができる。ただ、なかなかそういうように、縛りが逆にでてしまうという部分ももしかしたらあるのかもしれないですけども。何もなければやる、やらないはその方の自由ということもありますけれども、登録していただく、一応やっていただくという前提になってしまいますので、そのようなところはあるかなと思います。

○委員 もともとやっていた方が登録しないで、同じ場所に登録した方が始めて、という問題はないのですか。

○委員 縄張り争いではないですけども。

○下村課長 そのあたりは担当課に、そういった心配の声があがりましたということで、伝えたいと思います。

○委員 そんなぎすぎすはしないとは思うのですけれども。

○下村課長 上手くバランスを取っていただいて、今月は私たちがとか、来月はあなたたちがとか、など。

○委員 そういう住宅ではなくて、あくまでもメインの、例えば駅前通りの歩道のところを担当するとか、そういう自分の家の前ではなくて、そういう場所が、ここの路線をお願いしますという場所が決まっているのかなと思ったのですけれども。そういうわけではないのですか。

○下村課長 今のところ、考えられているのは、市のほうでどの路線をとということではなくて、多分、話し合いの中で、もしかすると市のほうで、皆さんだったらこの路線を、というようなお話をする場合もあるのかもしれないですね。

○委員 意外と、自治会がある所の地域というのは、定期的に清掃されているので、きれいだけれども、やはり駅前通りの歩道とかは、自主的にやっていかないと、汚れているから、そういう所は誰がやるのとなったら、別に誰がやっているという感じではないので、そういう所なのかなと。繁華街とか。そういう所を、この制度でやっていくのかなと思います。

○下村課長 そうですね。今、要綱の案を見ているのですが、協議の項目がありまして、参加団体から申し込みがあった時には、市長は活動内容について協議して、協議が整った時に合意書を取り交わして、活動してもらおうということですので、おそらくその段階で、例えば活動場所なんかも、もしどうしてもここがやりたいとかということがないような場合は、市のほうでここをお願いしますかというようなところもあるのかなと。すみません、はっきりとしたお答えでなくて。

○委員 花壇ボランティアとはまた違う団体としてですね。

○下村課長 そうですね。道路アダプト制度ということで、今回、来年度から立ち上げるということでございます。

○会長 大丈夫ですか。はいどうぞ。

○委員 道路ではなくてその花壇について。もし主管課に話せるようでしたら、企業に一区画を管理していただいて、ここはどこの何々企業が管理していますと、そういうような制度にしていただくと、市の経費も使わなくて済むし、会社名が入っていると、その会社が汚くするとイメージダウンをしますから、もしそのことが検討できるようでしたら、検討していただければ。

○下村課長 はい。今考えている要綱の中で、表示板の設置という項目もありまして、参加団体から団体名を明示する表示板設置のお申し出があった時は、道路の機能等に支障がない場合に、活動期間中において市が表示板を作成し設置するというような内容がありまして、例えば企業ですとか、そういったところが社会的活動をしていますよということで、PRを。

○委員 それを花壇に使ってもらえれば、市の支出が少なくて済みますよね。花を植えなくて良いのだし。人件費もかからないし。

○阿部部長 花壇も、お店の名前とか入っていたりしますね。

○下村課長 そうですね。商工会の前通り。

○阿部部長 おっしゃるとおり、自分の名前を汚さないようにということで、より力が入るかもしれませんね。

○会長 大丈夫ですか、ほかに。トラブルがないようにさえしてもらえれば。自分が掃除したあとに、人が掃除するのが、その後に来るのがちょっと癪に障るかもしれませんが。トラブルのないように。ということで、ほかにないようでしたら、以上で報告は終わりたいと思いますけれども、よろしいですか。では以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、今日承認となりました諮問について、審議会の意見として「取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。ほかに何かないようでしたら、ここでこれもちまして、本日の審議会を閉会したいと思います。どうぞ。

○委員 昨年の11月の末だったか、市内の校長先生のメールアドレスから迷惑メールがあったという、あれはどんな内容だったのか、また対策を取ったのかどうなのか、対策は取ったと思うけれど。

○下村課長 今日はきちんとした資料を持っていないので、ちゃんとしたご報告になるかわかりませんが、市内の小学校の、具体的には学校長が使用するメールアドレスが、乗っ取られたと申しませうか。結局そのメールアドレスを使用した迷惑メールが、いろいろなところに送られたという事象がございました。原因としますと、何らかの理由によってメールの受信に使っていたパソコンが、ウイルス感染したと思われまます。ただそのパソコンは、児童等の個人情報保存されているパソコンではありませんでしたので、そういった意味では個人情報の流出ですとか、漏えいということは確認されていないのですけれども、いろいろな方々に、小学校のメールアドレスを騙った不審な迷惑メールが多数送信されたということで、大変ご迷惑をおかけしたという事案がございます。

○阿部部長 市内の学校の先生がお使いになる、仕事上で使うパソコンのメールアドレスが、何らかのウイルスというか攻撃を受けて、マルウェアとか言われましたけれども、原因ははっきりわからないのですけれども、乗っ取られて、乗っ取ったものがいろいろなところに勝手に、学校長のメールアドレスをかたって、いろいろなものを送り付けたというものでございます。きっかけとして、ちょうど同時期だったのですけれども、そういう知らないところから送られてきたという情報が入りまして、それが1件わかって、同時に東京都のセキュリティクラウドといいますか、そういうセキュリティを監視しているところの情報からも、大量に送り付けられていることがわかりました。当初は、個人情報がどうかというのを非常に心配していたのですけれども、校長からの聞き取りにおいても、個人情報は入っていないということ、そして幸いに、送り付けられた方、全部はもちろん把握はできないのですけれども、送られてきた人も、おかしいと思って開けませんでしたが、こういうことがあるということ、ほかの人にも被害が及ばないようにしてほしいということで、すぐさまマスコミにもお力を借りまして、幅広くこういう事案があるということで、公表いたしました。対応といたしましては、校長会、教育委員会を開きまして、すぐさま改めてセキュリティポリシーというのがありますが、そういう運用をきちんと徹底していくということを確認、指導していただいております。あとは物理的な対応ということも含めて、総務部からも専門的な助言といいますか、こういうものを入れると効果的だとか、そういうことをいくつかご提案をさせていただき、教育委員会の中でも、様々な検討もしたと伺っています。昨年、大変お騒がせいたして申し訳なかったのですけれども、その後は市のほうに被害を受けたとか、個人情報が出ているとか、そういうことの情報には接しておりませんので、落ち着いたのかなというところがございます。ただ、原因がはっきりわからないのですが、東大和でそういう事案があったということを発表して1週間も経たないうちに、日本全部と言いますか、全世界的に、攻撃によって乗っ取られて、悪事を働くというのが世界的に広がっているということがありました。東大和もそれにやられたのかなというところがございますが、現在は被害は出ておりません。以上でございます。

あとメールアドレスもすぐに変えましたので、もうひとつは物理的に抜くとか、そういうこともすぐさまやりましたので、一応止まったと考えてはおります。以上です。

○委員 市で管理しているパソコンとは、セキュリティは違うのですか。

○阿部部長 違う仕組みです。

○委員 わかりました。

○会長 何か言いたいことは、時間がありますけれども、大丈夫ですか。

## 5 閉会

○会長 特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。